

岩国市建設工事における「週休2日工事」の試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業の働き方改革の推進を図るために岩国市の発注する建設工事における週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事（以下、「週休2日工事」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 現場作業を行う期間が1週間以上で設計金額が130万円以上の土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）を対象とする（災害復旧工事を含む）。ただし、緊急を要する工事又は現場閉所が馴染まない工事は対象外とする。

(発注方式)

第4条 次の各号いずれかによる発注方式を選択とする。

(1) 発注者指定型 発注者が、発注時から受注者に対して週休2日（4週8休以上）に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型 受注者が、現場作業着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(発注方法)

第5条 週休2日工事の発注方法については、次の各号による。

- (1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告又は現場説明書に「週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事」である旨を明示する。
- (2) 週休2日工事の発注時の工期については、「標準工期試算式（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」又は「積上げ法（山口県設計標準歩掛表【運用編】）」により算定し、設定することを原則とする。

（実施方法）

第6条 週休2日工事の実施方法については、次の各号による。

- (1) 発注者指定型においては、契約後、受注者が作成した施工計画書を基に、受発注者間で工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。
- (2) 受注者希望型の受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議するものとする。なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、施工計画書の提出までに必要工期について発注者と協議するものとする。
- (3) 発注者は、受注者から必要工期について協議があった場合は、妥当性を確認し、「週休2日」を実施するために工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

なお、工事着手後に工程の変更理由が次に掲げるような受注者の責によらない場合にあっては、適切に工期の変更を行う。

ア 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

- (4) 受注者は、契約後に発注者と協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を実実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

（現場閉所の確認方法）

第7条 週休2日工事の現場閉所の確認方法については、次の各号による。

- (1) 受注者は、「週休2日工事」を実施する場合、現場閉所の状況が確認できる施工計画書（計画工程表）を添付し監督職員に提出する。
- (2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場開所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。
- (3) 受注者は、工事完了後、現場開所の状況を確認することができる実施工程表及び工事週報等を監督職員に提出し確認を得るものとする。なお、確認を要する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

(補正方法等)

第 8 条 発注者は、精算時に現場閉所の実績を実施工程表等により確認し、発注者指定型においては「週休 2 日（4 週 8 休以上）」、受注者希望型においては「4 週 6 休以上」を達成できたと認められる場合には、次のとおり所要の経費を補正した上で契約変更を行う。

なお、補正係数は別に定める「週休 2 日工事」の補正係数によるものとする。

(1) 発注者指定型における補正方法

発注時は、4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は補正しないこととし、補正分を減額する変更契約を行うものとする。

(2) 受注者希望型における補正方法

発注時は、週休 2 日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。

精算時に対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正したうえで契約変更を行う。ただし、工事着手前に週休 2 日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(工事成績評定への反映)

第 9 条 工事成績評定は、次のとおり行う。

- (1) 発注者は、対象期間内に、発注者指定型については「4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）」、受注者希望型については「4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上）」の達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理 A」と「工程管理 B」において評価を行う。
- (2) 発注者指定型では、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、週休 2 日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (3) 受注者希望型では、受注者の責において週休 2 日を達成できなかった場合であっても減点は行わない。
- (4) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事表示板)

第 10 条 週休 2 日工事の受注者は、週休 2 日の現場閉所に取り組んでいることを、工事表示板に明記するものとする。

(アンケート調査)

第 11 条 受注者は、発注者からアンケート調査の依頼があった場合には、定める期限までに回答するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告又は同令第 167 条の 12 第 1 項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。